

高齢者・障がい者施設等の職員に対する予防的検査の対象施設・事業所種別

下記の高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所等のうち、検査を希望する施設及び事業所（岐阜市内に所在する施設・事業所を除く）

※ただし、「医療従事者の配置がある施設・事業所」又は「抗原定性検査に関する国WEB教材受講済み職員がいる施設・事業所」であることが要件

【高齢者施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

【障がい者施設】

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、福祉ホーム

【介護保険サービス事業所】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）

※介護予防サービスを含みます

※保険医療機関の指定等により、みなし指定されている事業所は、現に当該みなし指定介護サービスとしてサービス提供をしている事業所の職員のみが対象となります

【障害福祉サービス事業所等】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、地域活動支援センター（地域生活支援事業）